

地域課題解決活動支援事業 実 施 要 領

第 1 目的

この要領は、地域課題解決活動支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱及び大隅地域振興局地域振興推進事業事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 事業主体

対象となる事業主体は、県内に主たる事務所又は活動の拠点を置く集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体その他地域づくりに取り組む団体等（以下「団体等」という。）や商店街等とする（ただし、買物弱者への買物支援の取組については、事業主体に企業・個人事業主を含める）。

第 3 対象事業

対象事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 1 大隅地域振興局管内（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町。以下「大隅地域」という。）において実施する、地域課題の解決に資する取組や買物弱者への買物支援の取組であること。
- 2 団体等及び商店街等が、自主的に取り組む事業であること。
- 3 一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を生かした取組が継続的に行われることが見込まれるものであること。
- 4 他の事業等から補助を同時に受けないこと（ただし、他の事業等で不採択となったものは対象となる）。
- 5 継続事業においては、改善、改良や事業拡大等を図るものであること。

第 4 事業企画書の提出

事業を実施しようとする団体等及び商店街等は、事業企画書（別記第 1 号様式）及び誓約書（別記第 2 号様式）を大隅地域振興局長に提出し、承認を受けるものとする。

第 5 事業の承認

大隅地域振興局長は、第 4 により提出された事業企画書が第 3 の要件に合致し、事業の達成が確実と見込まれる事業について第 4 の承認をする場合は、別記第 3 号様式により通知するものとする。

また不承認の場合は、別記第 4 号様式により通知するものとする。

第 6 補助率及び補助金額

補助率は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。補助金額は、商店街等が実施する事業については 600 千円以内、それ以外は 300 千円以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 7 補助金の交付等

補助金の交付等は、鹿児島県補助金等交付規則、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱、大隅地域振興局地域振興推進事業事務取扱要領に定めるとおりとする。

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、大隅地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。